

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

令和元年に戸籍法が一部改正され、法務大臣が保管する戸籍の副本をデータ管理システムを活用・発展させて、自らや父母等の戸籍について、本籍地以外での戸籍証明書等の請求や電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行が可能となったことから、それぞれの手続きに係る手数料を改正する。

(1) 戸籍（除籍）証明書の交付の追加

高山市以外の本籍地の方が高山市の窓口で交付請求する場合

- ・ 戸籍証明書の交付 1通 450円（戸籍謄本等と同額）
- ・ 除籍証明書の交付 1通 750円（除籍謄本等と同額）

※戸籍（除籍）証明書とは、磁気ディスクで調製された戸籍（除籍）

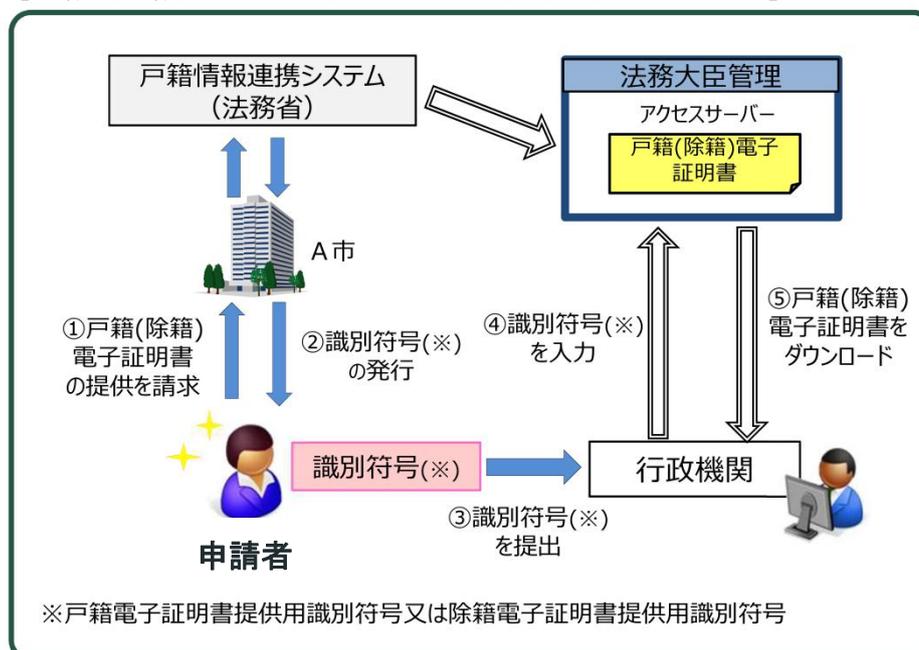
(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の新規設定

戸籍（除籍）証明書を行政機関に提出する代わりに、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提出するため、識別符号を請求する場合

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号 1符号 400円（新設）
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号 1符号 700円（新設）

※戸籍（除籍）電子証明書とは、行政機関等がオンライン上で行政手続きをする際に利用可能とする戸籍（除籍）に記載された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録

【戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の利用イメージ】



(3) 届書等情報内容証明書の交付等の追加

死亡届などの届書等情報について、証明書の交付及び閲覧を請求する場合

- ・届書等情報の内容に係る証明書の交付 1通 350円
- ・届書等情報の内容を表示したものの閲覧 1届書 350円

※届書等情報とは、届書等の書類を画像情報として作成したもの

2. 施行期日

令和6年3月1日